

介護保険

《お問合せ》
福祉介護課介護保険係
☎ 029-885-0340
(内) 113・132・135

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります

介護保険制度改正に伴い、これまで介護予防給付で行われていたサービスが一部移行する「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成29年4月から新しく始まります。

この新しい総合事業は65歳以上のすべての人を対象とし、介護保険の要介護(要支援)認定を受けていなくても、介護予防のサービスを利用することができます。

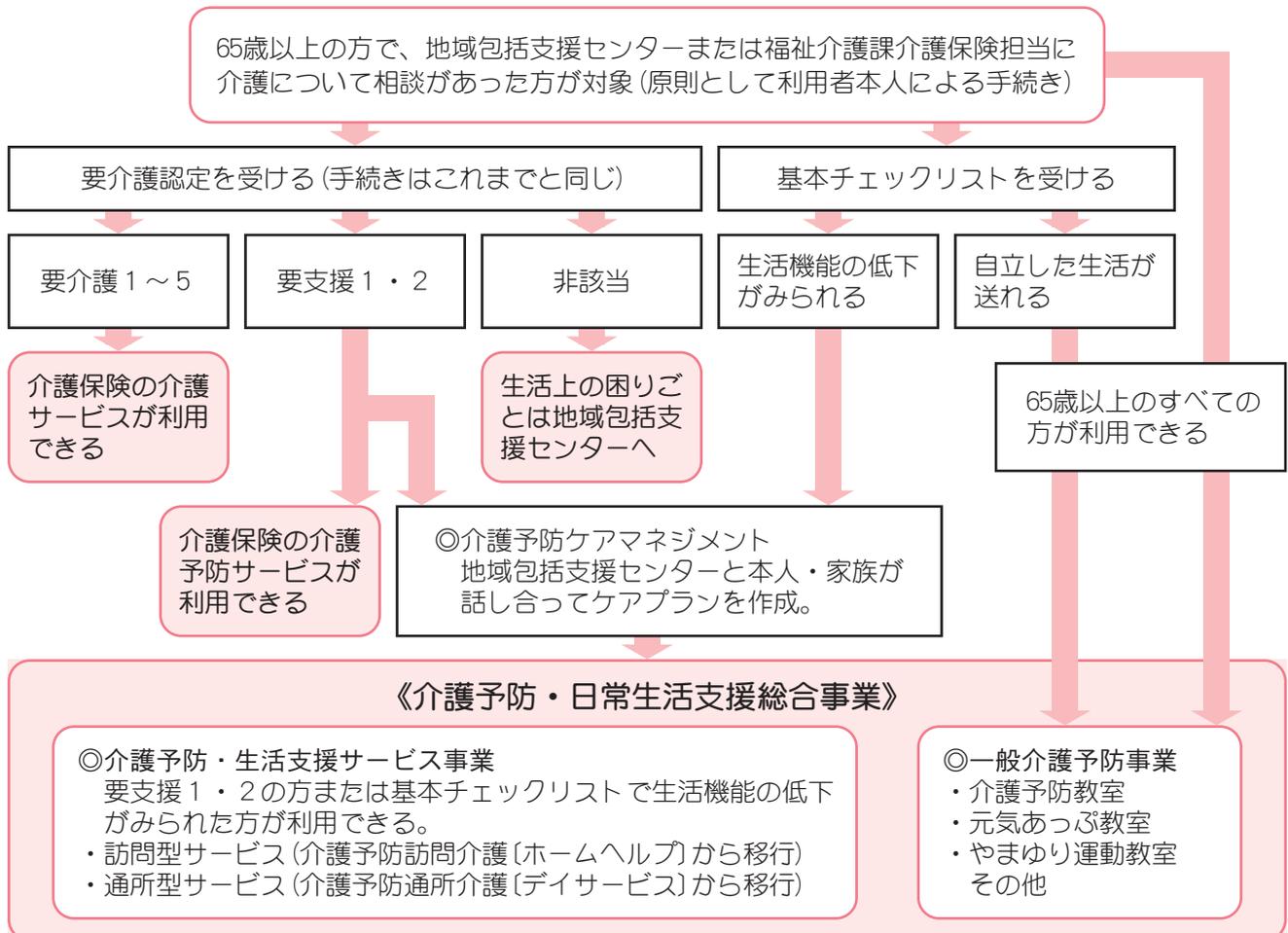
◎4月から要支援1・2の方が利用できるサービスが一部変更になりました

これまで介護予防サービスで行われてきた介護予防訪問介護(ホームヘルプ)は「訪問型サービス」、介護予防通所介護(デイサービス)は「通所型サービス」と名称が変わり、村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に位置づけられた「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。

この事業の対象となるのは、要介護認定で要支援1・2と判定された方、65歳以上で村が行う基本チェックリストにより事業の対象基準に該当した方です。

◎介護予防・日常生活支援総合事業利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定を受けた方や村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



☎お問合せ 役場福祉介護課介護保険係・地域包括支援センター
☎ 029-885-0340 内線113・132・135